

# 黒住教学院

*Kurozumikyo Academy*

教師育成部門創設150年  
教師育成機関設立120年  
学友会設立總會記念式典

令和6年10月1日  
齋行



教師育成部門開設150年・育成機関創立120年

# 黒住教学院 学友会 設立総会 記念式典

日時 令和6年10月1日 (開運祭に併せて)

- 【第1部】 記念式典 10:00 於 神道山大教殿 教場
- 【第2部】 記念総会 11:30 於 神道山大教殿 みいところ
- 【第3部】 記念行事 15:00 於 宗忠神社拝殿 「大々御神楽」 奏行

## 【第1部(前半)】 開運祭祭典

- 一、齋主以下祭員参進着床
- 一、祓主 祓詞を白す
- 一、大麻行事 塩水行事
- 一、齋主 大祓詞を唱う
- 一、齋主 開運祭祝詞を奏す
- 一、齋主 記念式典祝詞を奏す
- 一、齋主 玉串を奠す
- 一、各代表 玉串を奠す  
(ご一緒に拝礼を願います)
- 一、齋主 祖霊殿に進み大祓詞を唱う
- 一、齋主 開運祭祖霊舎告辞
- 一、齋主 玉串を奠す
- 一、齋主 御訓誡を捧読す
- 一、齋主以下祭員退下

## 【第1部(後半)】 記念式典式次第

- 1 開式の辞
- 2 国歌斉唱(裏面参照)
- 3 黒住教学院 学院歌斉唱(〃)
- 4 学院長式辞
- 5 学友会会長祝辞
- 6 来賓祝辞
- 7 教主様 御親教
- 8 御開運の祈り 併せて  
御聖願達成の祈り
- 9 閉式の辞

君が代

黒住教学院 校訓

君が代は

千代に八千代に

細石の

巖となりて

苔のむすまで

一 不断の研学に励むべし

一 下座の行に徹すべし

一 心身の錬磨に努むべし



黒住教学院歌

林一九〇 作詞

(一) 吉備の山河の精をうけ

秀麗古今比類なき

明教ここに華と咲く

神道山の学舎に

集うわれらが誇りなれ

(三) 道義は退廃れて混濁の

怒濤と試錬逆巻くも

まことを楯に青春を

真理にささぐ情熱と意気

知るや校風わが伝統

(二) 朝窓辺に文を繙き

夕の月に身を修む

念願は一つ炬と燃えて

崇き教祖のみ瀬踏み

闡明し伝えん教旗の下

(四) 古き青史に清新の

息吹きをこめて人類の

祈りはたさんわが使命

世界大和の黎明に

覚醒の鐘は今も鳴る



## 設立趣意書

わたしたちの母校、黒住教学院は本年開学120年を迎え、修了生はそれぞれの熱い思いを持ちつつ、お道の諸分野で活躍しています。

これまで、時代・学科ごとに教師養成所同窓会「日新会」や通信講座同窓会など、いくつかの同窓会が設立されましたが、全ての同窓生が一体感を得ることができる組織が無い状況にありました。同じ母校で学んだことで、さまざまな分野の垣根を越えて成長し合える、緩やかな修了生同士の「縁」を作ることにはできないか。そして、学院と相互に協力し、お道の学びを深め、広めていくことにはできないか。こうした思いから、各学科の修了生有志で準備委員会を発足し意見交換を重ねた結果、全体の同窓会組織である「学友会」を設立する運びとなりました。この会では、次の縁を創り、新たな“まるごと”の循環を生んでお道の発展に貢献していく所存です。

皆様におかれましては趣旨にご理解、ご賛同いただき、今後の格別のご支援とご協力を賜わりますよう、何卒よろしくお願いいたします。

学友会設立準備委員代表  
戸田忠文



### 教師育成部門150年のあゆみ



明治7年(1874) 星島良平高弟 伝習係長に任ぜられる

[教師育成部門の開設]

明治37年(1904)10月1日 教師養成所開所式

[教師育成機関の創立]

昭和25年(1950) 大元学院に改称

昭和49年(1974) 神道山学院に改称

昭和50年(1975) 黒住教学院に改称

令和6年(2024)10月1日 教師育成部門開設150年・

育成機関創立120年記念式典



## 【第2部】学友会設立総会 式次第

- 1 開式の辞
- 2 設立経過報告(道のひかり第109号)
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人選出
- 5 設立趣意書及び規約について
- 6 役員を選出について
- 7 今後の学友会の流れについて
- 8 閉式の辞

黒住教学院学友会設立総会議事録(令和6年10月1日)

議事録署名人に  が選出された。

役員は下記の通り選出された。

会 長

副会長

幹 事

事務長

会 計

監 査

黒住教学院学友会設立経過報告

事務局

書面表決により承認された各種事項についての報告を行います。

議案第一号 黒住教学院学友会<sup>がくちゅうかい</sup>の設立

についてご説明いたします。同窓会会員のみに留まらず、黒住教学院専修科、第二専修科、教書課程、書道講座、神道山・養心塾、地方講習会等様々な学びの場でお道を学習した方に対して、本紙に同封の「学友会入会申込書」ハガキで入会をご案内します。この段階で、旧同窓会幹事の皆様には一旦、全員離任する流れとなり、改めて学友会幹事として着任いただきます。新体制へと移行するにあたり、幹事の立候補、または推薦(他薦)のもとに取り進めてまいります。

- 本会の趣旨にご賛同いただき、入会申込書を提出し会費を納入された方が学友会会員となる。
- 申し込みはハガキの記名投函またはQRコードからのオンライン申し込みで行う。
- (旧)同窓会役員・幹事は自然退任する。

議案第二号 学友会活動の主な内容

① 会誌「道のひかり」の発行

令和六年以降、年一回発行とする方針が議決されました。これに伴い一層の内容の充実をはかるため、広く編集委員を募りたいと思います。幹事同様に立候補または推薦(他薦)のもとに取り進め、お道を学んでの喜びあふれる記事や、教会所ごとの特色ある学習活動の紹介など、活気に満ち

た紙面作りを目指してまいります。

- 会誌「道のひかり」は年一回発行する。
  - 同誌編集委員を新たに組織する。
  - 新紙面はフルカラー版も検討している。
- 現在の進捗状況については、事務局より報告を申し上げます。

② 親睦研修会の開催

令和六年の親睦研修会の案内は、道のひかり第一一〇号誌面により告知します。

③ 参拝と奉仕

令和六年十月一日に教師育成部門百五十年を迎えるにあたり、黒住教学院学友会設立総会の開催を計画しています。詳細は道のひかり第一一〇号誌面、並びに黒住教学院LINE公式アカウントのメッセージ配信等で告知します。

④ デジタル化の推進

入会申し込みフォームの中に、道のひかりPDF配布希望の欄を準備していますので、こちらからお申し込み下さい。会費納入の確認がとれた方から順次、お送りさせていただきます。

議案第三号 会費

○ 会費は一年間五百円とします。

議案第四号 会規

○ 学友会会規(案)は次の通り。入会をご検討をいただく各位のご意見を賜りたくお願い申し上げます。なお、ご意見はハガキの「その他」の欄にご記入願います。

黒住教学院学友会会則

(名称)

第一条 本会は黒住教学院学友会と称する。

(事務局)

第二条 本会の事務局の住所は岡山県岡山市北区尾上二七七〇 黒住教学院内に置く。

(目的)

第三条 本会は、会員相互の親睦を図り、黒住教学院の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的のために、次の事業を行う。

- (一) 会員名簿の更新と管理。
  - (二) 会員の親睦及び研修に必要な事業。
  - (三) 会誌「道のひかり」の発行。
  - (四) 会の行事に対する協力または参加。
- 研修会等の企画運営。
- その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第五条 本会は次の会員で組織する。

- (一) 正会員
  - 黒住教学院専修科・本科・教師育成科・修養科、養心塾、通信講座修了生の有志(入会の意思を示した者)
  - 賛助会員
  - 正会員以外の有志(入会の意思を示した者)
- (二) (役員)

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- (一) 顧問 若干名
- (二) 会長 1名

- (三) 副会長 若干名  
 (四) 幹事 若干名  
 (五) 事務長 1名  
 (六) 会計 1名  
 (七) 監査 1名  
 (八) 編集委員 1名
- (役員及び幹事の任務)  
 第七条 役員は、次の通りとする。  
 (一) 顧問 会長の諮問に応じ各会議に加わる。  
 (二) 会長 本会を代表し、会務を総理する。会長は幹事の中から互選によって選任する。  
 (三) 副会長 会長を補佐し会務を司る。副会長は幹事の中から互選によって選任する。  
 (四) 幹事 本会の企画運営、及び奉仕活動、会員の連絡にあたる。  
 (五) 事務長 本会の企画事務運営、及び会員の連絡事務にあたる。  
 (六) 会計 事務長を補佐し本会の会計を行う。  
 (七) 監査 会計の監査を行う。  
 (八) 編集委員 会誌の企画編集を行う。
- (任期)  
 第八条 役員の任期は五年とする。但し、再任は妨げない。
- (会議)  
 第九条 本会の会議は次の通りとし、必要に応じて会長が招集し、司会する。  
 (1) 総会  
 総会は本会の最高決議機関で次の議事を行う。  
 イ 会則の改廃に関すること。

- ロ 事業並びに会計に関すること。  
 ハ その他の事項で必要と認めるもの。  
 ニ 総会は毎年一回、霊地神道山において開催する。期日は特に定めない。
- ホ 総会の開催案内は会誌「道のひかり」誌上において告知し、出欠の確認は同封の葉書において行う。
- (2) 幹事会  
 すべての役員及び幹事で構成し、本会の連絡等にあたり、必要に応じて幹事会を開くことができる。
- (会議の決議)  
 第十条 本会の会議の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (会計)  
 第十一条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。正会員は、会費を納入するものとする。
- 第十二条 会則第十一条に規定する会費は卒業年度の三月末日までに納入するものとし、その額は次の通りとする。  
 (一) 会費 一年間五百円  
 (二) 寄付金 随時・任意
- (会計年度)  
 第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終わる。
- (報告)  
 第十四条 会員は、住所及び氏名並びにその他の異動が生じた時は、その都度本会の事務局に報告するものとする。

(附則)  
 この会則は、令和六年十月一日より施行する。

議案第五号 移行準備・デジタル試行期間

従来の通信講座同窓会では講座修了後、自動的に入会という形で進められてきましたが、ここで改めてご本人様からの希望のもとに入会を募り、名簿の内容を見改めていく期間と位置づけます。令和五年六月現在の同窓会会員は千九百人弱で、会員本人がご昇天の(ご遺族からの)連絡が無い場合も多数あることが予想されます。

皆様に本誌をお届けしている封筒宛名シールのお名前の下に《○○年迄済み》のような文字列があります。これが、例えば一九九三年迄済みとなっている方は、三十年分(×<sup>かける</sup>五百円)の一万五千円(の会費が未納であり、その分を、いわば他の会員が負担する形でもって同窓会会計を維持してきていたということになります。単純に未納の場合もあれば、ご昇天の場合も考えられますので、ご遺族の方におかれましては同封のハガキにてその旨を事務局宛にお知らせいただけると幸いです。

○同窓会員本人が昇天の場合はハガキの「その他」欄に昇天の旨を記してご返送願います。

